

定 款

一般社団法人 東京都造園緑化業協会

昭和52年	4月	1日	許 可
平成 6年	10月	20日	改 正
平成14年	4月	23日	改 正
平成23年	7月	1日	改 正
平成27年	5月	29日	改 正

一般社団法人東京都造園緑化業協会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人東京都造園緑化業協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、都市環境における緑の重要性を深く認識し、緑化意識の高揚に努めると共に、造園緑化技術の向上、研究開発に関する事業を行い、首都の緑の保全及び緑化の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都市緑化意識の普及啓発及び造園緑化に関する情報、資料の収集及び提供
- (2) 造園緑化技術、環境保全、経営等に関する調査研究及び研修会、講習会等の実施
- (3) 行政又は団体等が行う緑化関係事業及び環境保全事業等に対する協力
- (4) 造園緑化に関する事業の受託
- (5) 造園緑化に関する一般廃棄物処理業の実施
- (6) 造園関連団体事務局事務の受託
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行う。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正 会 員 都内に事業所を有する建設業法による造園工事業者等がこの法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

(2) 賛助会員 前号以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、総会において別に定める委員会規程の所掌委員会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める規程に従って算出した入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める規程に従って算出した会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、その資格を失う。

(1) 死亡又は廃業、解散

(2) 会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(3) 総社員が同意したとき。

(退 社)

第9条 会員が退社しようとするときは、理由を付して、理事長に退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 会員を除名するときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(役員を設置)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事の構成は、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の団体の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合はそれぞれ理事現在数の3分の1以下とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号に該当するとき、理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償等)

第18条 常勤の役員に対し、総会において別に定める報酬等の規程に従って算出した額を報酬として支給することができる。

2 総会において別に定める日当等の規程に指定された役員に対し、規程に従って算出した額を日当その他として支給することができる。

3 役員には、費用を弁償することができる。

第5章 会 長

(会 長)

第19条 この法人に名誉職として、会長1名を置くことができる。

2 会長の役割は、この法人の業務の執行に対し、助言を行うものとする。

3 会長は、役員総意により、理事会において任期を定めた上で、選任する。

4 会長に対し、総会において別に定める日当等の規程に従って算出した額を日当その他として支給することができる。

第6章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第20条 この法人に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役は、この法人の事業に貢献した者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、2～3名とし、学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 4 相談役及び顧問は、理事長の諮問に応じ、重要事項について意見を述べることができる。
- 5 相談役及び顧問の報酬は、無償とする。

第7章 総 会

(構成)

第21条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、総会を構成する正会員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時、場所を示して、少なくとも開会の5日以前に、文書で通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他この法人の運営に関する重要事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、選任することとする。

(会議における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解雇

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長がかけたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費及び入会金
 - イ 寄附金品

- ウ 事業に伴う収入
- エ 資産から生ずる収入
- オ その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を得て、予算成立の日まで前年度予算に準じ、暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

第10章 委員会

(委員会)

第43条 理事長の諮問に応じ、又はこの法人の事業に必要な調査研究を行うため、この法人に委員会を置くことができる。

2 委員会に出席した委員のうち、総会において別に定める日当等の規程に指定された役員にあっては、規程に従って算出した額を日当その他として支給することができる。

3 選任方法、人数等は別に定める規定による。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第45条 職員の任免は、理事長が行う。

2 重要な使用人の選任については、別に定める規定による。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

(解散及び残余財産)

第47条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人は余剰金の分配を、行うことができない。

3 この法人の解散後の残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第14章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款の施行について、必要な事項は、理事長が総会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、菊地謙二とする。

附 則

この定款は、総会の決議の日（平成27年5月29日）から施行する。